

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、これらに該当しない場合、原則として経営者保証は不要といたします。その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者の間で、社会通念上適切な範囲を超えて資金の貸借関係があるなど、法人と経営者の間での資産・経理が分離されていない。
- ② 融資審査で法人のみの資産・収益力およびキャッシュフローでの与信判断が困難であり、経営者のキャッシュフロー、資産背景等との一体化で与信判断をしている。
- ③ 法人から財務情報等の報告および提出が十分とは言えず、必要な事項の照会に対して適切な回答が得られないため、当組合の与信判断・管理上の懸念が生じている。
- ④ 当組合の与信リスク許容度に照らして、与信額に対する物的担保が著しく不足する。
- ⑤ その他、経営者保証をご依頼せざるを得ない特段の事由が存在している。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記 1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

● 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（事業性融資）

	2023 年度上期	2023 年度下期	2024 年度上期	2024 年度下期
① 新規に無保証で融資した件数	326 件	149 件	198 件	139 件
② 新規に実行した融資件数	378 件	193 件	249 件	194 件
③ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（①÷②）	86.2%	77.2%	79.5%	71.7%
④ 保証契約を解除した件数	21 件	2 件	2 件	2 件

■ 経営者保証相談窓口

神奈川県医師信用組合コンプライアンス室

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9 時～17 時

電話：045-263-6603